

## 登別市競争入札参加資格審査事務処理要綱

### (趣旨)

第1条 登別市が発注する工事又は製造の請負、物件の購入その他の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）に関する事務処理については、法令等に別段の定めがあるものを除くほか、この要綱の定めるところによるものとする。

### (資格基準の設定)

第2条 市長は、基準審査年に、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、翌年度以降における資格を定めるものとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、その都度定めることができる。

### (資格の審査及び有効期間)

第3条 市長は、市が発注する工事等又は製造の請負、物件の購入その他の契約に係る競争入札に参加しようとする者の申請をまって、当該申請をした者の申請に係る資格の有無について審査するものとする。

2 前項の資格の審査は、原則として、基準審査年に行い、その有効期間は、翌年度から2年度間（共同企業体にあつては、原則として、申請のあつた当該年度の末日まで）とする。ただし、中間審査年の審査に係る資格の有効期間は、その翌年度とする。

### (審査結果の通知等)

第4条 市長は、前条の規定に基づく審査の結果について、速やかに、書面をもって当該申請をした者に通知するものとする。ただし、登別市内に主たる事務所を有しない者の申請にあつては、この限りでない。

2 市長は、第3条の規定に基づく審査の結果、資格を有するものと認定した者（以下「資格者」という。）について競争入札参加資格者名簿を作成するものとする。

### (資格の再審査)

第5条 市長は、資格者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該資格者又は資格者の営業を承継した者の申請に基づき、再審査の上、当該資格に関する事項を変更することができる。

- (1) 資格者の営業が相続、合併、譲渡又は会社分割により移転された場合
- (2) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定に基づき設立された中小企業等協同組合（企業組合を除く。以下「協同組合」という。）である資

格者がその構成員（資格者たる組合員に限る。）を変更した場合

(3) 中小企業等協同組合のうち企業組合である資格者又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）の規定に基づき設立された協業組合である資格者がその構成員を変更した場合

(4) 資格者が、会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生及び再生手続開始の申立てを行い、手続の開始決定後、経営事項審査を受け本市の入札参加資格審査申請書を再度提出した場合

2 市長は、前項の規定により資格に関する事項を変更したときは、速やかに競争入札参加資格者名簿を整理するとともに、その旨を関係部長に通知するものとする。

（入札参加の申込み）

第6条 市長は、特に必要があると認めたときを除き、資格の審査申請をもって競争入札への参加の申込みとみなすものとする。

（競争入札参加の排除）

第7条 資格者が政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため競争入札に参加させないこととする期間は、別表の競争入札参加排除基準によるものとする。

2 市長は、前項の規定により競争入札に参加させないことと決定したときは、当該資格者に対し、その旨を文書をもって通知するものとする。

（指名停止）

第8条 市長は、資格者又はその代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人が別に定める指名停止基準に該当したときは、当該基準に基づき指名停止を行うものとする。

2 前項の指名停止基準及びその事務処理は、市長が別に定めるところによるものとする。

（内部協議）

第9条 市長は、政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除しようとするとき及び第8条第1項の規定により指名を停止しようとするときは、登別市契約審議会に審議させるものとする。ただし、特に必要がないと認めるものについては、この限りではない。

（施行に関して必要な事項）

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成7年訓令第3号）

(施行期日)

1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

(登別市建設工事等競争入札参加資格審査事務処理要綱の廃止)

2 登別市建設工事等競争入札参加資格審査事務処理要綱(昭和63年訓令第11号)は、廃止する。

附 則(平成9年訓令第4号)

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成15年訓令第1号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成29年訓令第1号)

この訓令は、平成29年1月11日から施行する。

#### 別表(第7条関係) 競争入札参加排除基準

第1 競争入札に参加させない期間の基準 政令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させないこととする期間は、当該競争参加参加排除を決定した日の翌日から次の各号に掲げる期間とする。	
(1) 政令第167条の4第2項第1号に該当する場合	2年
(2) 政令第167条の4第2項第2号に該当する場合	1年6箇月以上2年以内
(3) 政令第167条の4第2項第3号に該当する場合	1年以上2年以内
(4) 政令第167条の4第2項第4号に該当する場合	1年6箇月以上2年以内
(5) 政令第167条の4第2項第5号に該当する場合	1年以上2年以内
(6) 政令第167条の4第2項第6号に該当する場合	2年
(7) 政令第167条の4第2項第7号に該当する場合	代理人、支配人その他の使用人について決定された前各号の期間の残存期間
第2 競争入札に参加させない場合の例示 第1の各号に該当する場合を例示すると、おおむね次のとおりである。	
(1) 政令第167条の4第2項第1号の場合	
ア 工事中資材等につき、設計書、仕様書等で指定されたもの以外の粗悪な品質のものを故意に使用した場合	
イ 工事中原材料等につき、故意に粗雑にしたと認められる場合	
ウ 工事現場に搬入された検査済材料を故意に変更して使用した場合	
エ 納品すべき物件につき、故意に粗悪な品質のものを混入させ、又は数量を偽った場合	

オ 役務の提供につき、故意に粗雑にしたと認められる場合

カ その他これらに類する行為があったと認められる場合

(2) 政令第167条の4第2項第2号の場合

ア 偽計又は威力をもって競争入札の公正な執行を妨げ、公訴を提起された場合

イ 競争入札において公正な価格の成立を妨げ、公訴を提起された場合

ウ 競争入札において不正な利益を得る目的をもって連合し、公訴を提起された場合

エ その他これらに類する事実があったと認められる場合

(3) 政令第167条の4第2項第3号の場合

ア 落札者が契約書その他これに類する書面を作成することを妨げ、又は契約保証金を納付すること等を妨げた場合

イ 偽計又は威力をもって契約者の当該契約の履行着手及び履行等を妨げた場合

ウ 正当な理由がなく契約の履行場所への侵入路その他土地の使用等について制限をする等により契約の履行を妨げた場合

エ その他これらに類する行為があったと認められる場合

(4) 政令第167条の4第2項第4号の場合

ア 偽計又は威力をもって監督員又は検査員の職務の執行を妨げた場合

イ その他これに類する行為があったと認められる場合

(5) 政令第167条の4第2項第5号の場合

ア 落札者が契約を締結しない場合

イ 業者の責に帰すべき理由により契約を解除された場合

ウ 保証人が当該契約を履行した場合

エ その他これらに類する事実があったと認められた場合

(6) 政令第167条の4第2項第6号の場合

ア 概算契約において、故意に虚偽の精算等を行い、過大な額を請求した場合

イ その他これらに類する事実があったと認められる場合

### 第3 基準適用の原則

1 資格者又はその代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人が、第1各号のうち、二つ以上の事項に該当するときは、当該各号に定める期間の長期及び短期のうち、最も長いものをもってそれぞれ長期及び短期とする。

2 資格者又はその代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人が、政令第167条の4第2項の規定に該当し、かつ、要綱第8条第1項の規定に基づく指名停止基準に該当する場合は、政令第167条の4第2項の規定を優先して適用するもの

とする。

3 資格者が、政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当した場合は、当該資格者を構成員とする共同企業体について、政令第167条の4第2項の規定を適用するものとする。

4 資格者が共同企業体の場合であって、当該共同企業体が政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当したときは、当該共同企業体及び当該共同企業体の構成員全員について政令第167条の4第2項の規定を適用するものとする。ただし、政令第167条の4第2項第1号に該当した場合で、かつ、当該契約の履行に関し、当該共同企業体の構成員が分担することとしているときは、当該共同企業体及び当該共同企業体の構成員のうち、政令第167条の4第2項第1号に該当することとなる者について適用するものとする。